

## 計画の意義と方法

**はじめに** 文化遺産部では、遺跡整備と文化的景観の分野において、研究集会を開催してきた。今回は、相互の検討において重要な視点である文化遺産と地域の関係ということに関し、「計画」ということを通じてさらに横断的に検討を深めるため、「遺跡等マネジメント研究集会」(第3回)と「文化的景観研究集会」(第6回)を合同で開催することとした。本稿では、2014年1月24・25日に開催した遺跡整備・景観合同研究集会「計画の意義と方法 ～計画は何のために策定し、どのように実施するのか?～」の開催概報を通じて、文化遺産の計画に関わる今回の研究集会報告書検討の方向性を述べたい。

**研究集会の経過** 遺跡整備の分野においては、『遺跡整備・活用研究集会』(2006～2010年度)を主催し、特に第5回<sup>1)</sup>の検討を承けて、2011年度からは新たに『遺跡等マネジメント研究集会』を開催してきた。昨年度の第2回においては、遺跡や遺産に関わる多様なステークホルダーに焦点を置きつつ、社会の中での遺跡・遺産の存在の意味を改めて探るべく、国内外のさまざまな状況下にある「パブリックな存在としての遺跡・遺産」について検討した。このなかでは、特にそれらの保護に取り組むさまざまな人々が、諸々の困難な状況に向き合うことができる「仕掛け」や「方法」の重要性が再認識された<sup>2)</sup>。

一方、文化的景観の分野においては、2008年度から、『文化的景観研究集会』を開催し、「文化的景観」という新たな文化財類型の輪郭と多様性(第1回)、絶え間なく変化をし続けながらも同一性を保つ「文化的景観」に内在するシステムの把握(第2回)、そのようなシステムの持続可能性を生きたものとするための整備と活用(第3回)などについて検討を重ねてきた。この間、重要文化的景観の選定事例も増え、さまざまな課題がより具体性を帯びてきたことを踏まえて、「文化的景観」をめぐる状況を俯瞰的に把握し直した(第4回)。昨年度の第5回においては、「文化的景観」と「地域の生活」とは密接に相応するものであるという認識の下に、文化的景観の取り組みにおける「仕掛け」や「活動」のあり方について、文化的景観保護制度の重要性を認識しつつも、その枠組みを超えて行動することの重要性をあきらかにした<sup>3)</sup>。

**遺跡や文化的景観における計画** この度の研究集会は、これまでの両研究集会での成果をふまえつつ、特に「仕掛け」としての「計画」ということに着目し、その意義と方法の検討に際して、以下のような趣旨を掲げた。

計画とは、将来への意思表示である。それは、誰が、何のために、何を対象とし、どのように行動して、その意思を実現していこうとしているのかを示すものである。そして、それは、目的ではなく、飽くまで手段の一部を構成しているのに過ぎない。具体的な意思との照応を丹念に組み立てたならば、それは頼もしい道標となって、私たちが意思ある将来へと誘ってくれるものである。

大小あらゆるスケールの地域に所在するさまざまな遺跡や名勝地などの〈記念物〉、そして、地域そのものの成り立ちとそれに由来する暮らしを示す〈文化的景観〉の保護に取り組む上でも、この将来への意思たる「計画」の有効性・重要性は、繰り返し強調されてきた。

現在、日本の文化財保護行政の現場では、遺跡等の記念物の保護について、10～15年を目途としたmaster planとしての「保存管理計画」と、特にその事業的側面の実施に向けたaction planとしての「整備計画」(整備活用計画)を策定することが定着しており、また、保護の法的措置のための選定申出の手続き上、伝統的建造物群や文化的景観については、「保存計画」が求められている。あるいは、地域における文化財の総合的把握を基礎とした「歴史文化基本構想」策定の推奨などにも象徴されるように、これまで、価値あるものの保護を如何によりよく実現するのかに重点を置いてきた文化財に関する計画のあり方は、新たな価値の理解と創出を射程に入れたものへとパラダイムシフトしてきた。

さらには、いわゆる《歴史まちづくり法》に基づく「歴史的風致維持向上計画」をはじめとするさまざまな地域の事業計画において、文化財が計画の枢要な要素として組み込まれることも一般的な趨勢となってきたといえる。

近年においては、基準、あるいは、それに基づく標準や指針、雛形などが、ほとんどあらゆる場面において示され、重視される傾向にあると思われるが、その一方で、それらに個別の固有性に相当するもの(地域の状況、遺産の名称や種類など)を代入すれば計画が立案できるという誤解も、相当に広く普及しているかのように感じざるをえない状況に、しばしば出会うように思われる。



図 I-93 総合討論風景 1

しかし、計画に関するさまざまな基準や標準、指針、雛形などが示しているのは、将来に向けて意思を確認し、再構成して、表現するために着眼すべき観点や検討すべき項目、進め方の手順などであって、それぞれの意思の具体的な内容や構造にまで、その世話が及ぶものではない。一方、私たちが、例えば、日本で1世紀余りにわたって発展してきた遺跡保護の取り組みにおいて、計画の対象とする事案は、極めて多種多様に展開してきた。また、特に近年の社会状況をふまえて創設された文化的景観においては、計画に示そうとする意思そのものが遺産としてのあり様にも密接に関わってくるので、「計画」に対する意識無くしては保護対象そのものも曖昧模範な存在となりかねないともいえる。

そうした問題意識から、遺跡や文化的景観などの文化遺産にとって、そもそも「計画」とは何か、そして、それはどのように策定し、運用するのかを主題とした。

**研究集会の構成** 研究集会では、「計画」の本質と取扱いを検討するため、遺跡と文化的景観を含む文化遺産の計画に関する講演と報告、討議から構成した。

1日目(24日)の最初に、平澤から、両研究集会での検討推移から導かれてきた問題意識のほか、遺跡や文化的景観をめぐる「計画」の今日的な状況を踏まえた問題提起を含め、開催趣旨を説明した。特別講演『地域振興と遺産に関するプロジェクトの計画と実践』[大石健介／独立行政法人国際協力機構(JICA)経済基盤開発部]では、JICAの活動と文化遺産との関連、そして、「ペトラ博物館整備計画」(ヨルダン)と「大エジプト博物館保存修復センタープロジェクト」(エジプト)の事例紹介を通じて、地域振興と文化遺産保護を一体的に推進する上での計画の役割と重要性について論じられた。基調講演1『個別計画から総合的計画へ』[池邊このみ／千葉大学大学院園芸学研究科]では、文化財保護行政分野において取り組まれてきた計画が今日的には十分とはいえないとの認識が示され、これからの地域において実効性をもつための方向性について論じられた。基調講演2『景観価値の保全と計画』[小浦久子／大阪大学大学院工学研究科]では、1960年代以降における景観の価値概念の



図 I-94 総合討論風景 2

広がりをふまえつつ、今日の景観計画のポテンシャルを検討し、その使い方によっては地域全体の計画基盤となりうるということが論じられた。

2日目(22日)は、事例研究として、4つの報告を聞いた。すなわち、計画立案者の立場から、『遺跡整備の立案と展開』[報告1:秋山邦雄／歴史環境計画研究所]、『地域資源保全のための計画策定の視点と方法』[報告2:吉田禎雄／プレック研究所都市・地域計画部]の2つの報告、また、行政担当者の立場から、宇治市における取り組みを事例とした『歴史まちづくりを実現するための計画と体系』[報告3:杉本宏／宇治市歴史まちづくり推進課、四万十川流域における四万十市の取り組みを事例とした『文化的景観をなじませるための計画策定』[報告4:川村慎也／四万十市教育委員会生涯学習課]の2つの報告である。

そして、会場から提供された質問をふまえつつ、総合討論『計画の意義と方法』[司会:平澤]をおこなった。**「計画」をめぐる視点** 討論では、講演・報告者からの追加コメント及びフロアとの質疑応答を取り混ぜて、説得力、時間の流れ方、ビジョン、コンセプト、持続性、ユニバーサルデザインのほか、価値の表現、共有化のプロセス、教育などに関わる検討をおこなった。

特に「価値の共有化」ということについては、「価値の共存」ということとの関係に着目し、計画策定のプロセスが、文化遺産や地域における「人の繋がり」の演出に果たすべき役割と機能の重要性が強調された。

一方で、「計画」を主題に据えたこの度の総合討論を通じて改めて感じられたのは、文化遺産における「計画」に含まれる多様な視点を論じることの難しさである。

今回の研究集会に関する報告書では、そうした点を昇華する試みを加えたいと考える。(平澤 毅・中島義晴)

#### 註

- 1) 奈文研遺跡整備研究室編『地域における遺跡の総合的マネジメント』2011。
- 2) 奈文研遺跡整備研究室編『パブリックな存在としての遺跡・遺産』2013。
- 3) 奈文研景観研究室編『文化的景観研究集会(第5回)報告書 文化的景観のつかい方』2014。